

やすらぎの郷 湖岳

社会福祉法人 美方福祉会

SOCIAL WELFARE CORPORATION MIKATAFUKUSHIKAI

特別養護老人ホーム 短期入所生活介護 グループホーム 居宅介護支援センター

湖岳の郷

KOGAKUNOSATO

平成 6年度 財団法人 日本船舶振興会 補助施設
平成13年度 老人福祉施設整備事業 補助対象施設

〒919-1145

福井県三方郡美浜町金山2-3-27

TEL (0770) 32-2082 (代表)

FAX (0770) 32-2408

(事業所直通の電話は各事業所箇所をご覧ください)

湖岳の郷設立の目的

私たちの社会は、高齢化が進んでいます。このような中で、介護の必要な高齢者が安心して暮らせる住まいとして、特別養護老人ホームの必要性があります。

また、地域にとって必要不可欠なショートステイの事業についても、ご家族の介護負担軽減と利用者にとっての精神的なリフレッシュが図れるサービスとして提供しています。

そこで、湖岳の郷を平成7年4月に開設し、特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービス、居宅介護支援事業を開始しました。

また、平成19年4月には美浜町早瀬地区においてグループホーム湖岳の郷を開設しています。

どちらの施設も、国定公園三方五湖に面し、眼前は久々子湖や日本海、周囲は静寂な自然に包まれ、このような環境の中で、悠久の時を感じつつ日々を過ごしていただくことができます。

高齢者の多くは、住み慣れた地域やご自宅で暮らすことを望んでおられます。そこで、湖岳の郷では、家庭的で思いやりの心を持ったサービスと地元日本海で捕れる魚介類など四季折々の食事も提供しています。

さらに、介護の「支えての減少」という背景の中で打ち出された、国の介護職員等処遇改善策に呼応した取り組みを進めており、外国人人材など新たな人材の確保や有効活用、更には職員の研鑽によるサービスの質の向上に取り組み、職員の研修受講支援や非正規職員から正規職員への転換等も推し進めています。

〈法人理念〉…Corporate Philosophy

「福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとし、それは良質かつ適切なものでなければならない。」

〈ケア目標〉〔施設運営のモットー〕…motto

- ① 地域に開かれた明るい施設（事業所）をめざす。
- ② お年寄りを社会の先輩として敬い、（生きがい）を共に見いだす。
- ③ 家庭的で人間味豊かな生活を職員だけでなく家族や地域と一緒に営んでいく。

この基本方針を基に、介護老人福祉施設の使命を十分に認識し、公平・公正な施設運営を遵守して、利用者一人一人のニーズと意思を尊重しながら、可能性の実現と日常生活の質の向上に留意して、事業を展開致します。

〈特別養護老人ホーム湖岳の郷の理念〉…philosophy

- ・入所者の意志及び人格を尊重し、人生の先輩として敬い、常に入所者の立場に立ち、入所者が安心して生きがいある生活ができるように、明るく家庭的な雰囲気のもとで施設サービスを提供します。
- ・地域や家庭との結びつきを重視し、地域福祉の核となる地域に根ざした施設づくりを目指します。

〈湖岳の郷の共通目標〉…aim

☆ 湖岳の郷の3つのところ

- ①『敬愛と奉仕のところ』 ②『温かいところ』 ③『協調のところ』

1. 私たちは、利用者・家族一人一人の視点と思いを尊重し、常に明るく優しさと思いやりをもち、『敬愛と奉仕の心』をもって生活の向上に努めます。
2. 私たちは、常に人権を尊重し、公平且つ公正を守り、『温かい心』を持って信頼に応えます。
3. 私たちは、常に人間愛と情熱をもってサービスの提供をすると共に、お互いが協力し合い、助け合い『協調の心』をもって研鑽に励みます。
4. 私たちは、常に健康管理に心がけ、明るい職場作りに努めます。
5. 私たちは、地域福祉の拠点としての施設を認識し、福祉、保険、医療等との連携を強化し、地域福祉の向上に努めます。

湖岳の郷のあゆみ

平成 5年 8月	社会福祉法人 美方福社会 設立準備委員会発足
平成 6年 3月	福井県知事より法人設立の認可
平成 6年 4月	社会福祉法人 美方福社会 設立登記
平成 6年 8月	湖岳の郷新築工事着工
平成 7年 4月	湖岳の郷新築工事竣工
平成 7年 4月	特別養護老人ホーム湖岳の郷事業開始
平成 7年 5月	デイサービスセンター湖岳の郷事業開始
	在宅介護支援センター湖岳の郷事業開始
	ショートステイ事業開始
平成11年10月	介護保険法 指定居宅介護事業所指定を受ける
平成11年11月	美浜町居宅介護支援センター湖岳の郷事業開始
平成12年 3月	居宅サービス事業者 短期入所介護施設指定を受ける
	居宅サービス事業者 通所介護指定を受ける
平成12年 4月	短期入所生活介護湖岳の郷事業開始
	通所介護デイサービスセンター湖岳の郷事業開始
平成14年 3月	平成13年度老人福祉施設整備事業交付決定を受ける
平成14年 4月	特別養護老人ホーム30床増築工事着工
平成15年 1月	特別養護老人ホーム30床増築工事竣工
平成15年 2月	特別養護老人ホーム30床増築部分事業開始
平成16年12月	デイホール増築工事着工
平成17年 4月	デイホール増築工事完了
平成19年 4月	グループホーム湖岳の郷事業開始（美浜町早瀬地区）
平成23年 6月	旧館2階食堂増築工事着工
平成23年 8月	旧館2階食堂増築工事完了
令和 6年 3月	放射線防護対策工事完了
令和 6年10月	デイサービス廃止



施設の概要

設置・経営主体

社会福祉法人 美方福祉会

施設名

特別養護老人ホーム 湖岳の郷（指定介護老人福祉施設）
 短期入所生活介護 湖岳の郷（指定短期入所生活介護）
 居宅介護支援センター 湖岳の郷（指定居宅介護支援事業所）

定員

特別養護老人ホーム 80名
 ショートステイ 10名

建設概要

鉄筋コンクリート造2階建塔屋付（付属等含む）
 1階面積 1,938.59 m²
 2階面積 1,523.56 m²
 塔屋面積 27.88 m²
 延床面積 3,517.85 m²

敷地面積

自己所有面積 3,636.30 m²
 借地面積 2,024.83 m²（宗教法人 曹洞宗 湖嶽山 龍澤寺）
 総面積 5,661.13 m²

設備

冷暖房設備完備、エレベーター設備2基設置、スプリンクラー設備完備
 特殊浴槽設備1基設置

居室

旧館 特養 4人室・・・8室 3人室・・・1室
 1人室・・・15室
 ショートステイ 4人室・・・2室 2人室・・・1室
 新館 特養 2人室・・・10室 1人室・・・10室

《居室・食堂・談話室写真》



新館1人部屋

（プライバシーを確保しつつ生活できます）



新館2人部屋

（お隣の方とお話をしたり不安なく生活できます）

新館食堂



新館談話コーナー



施設の概要（各事業別）

指定介護老人福祉施設（介護予防）指定短期入所生活介護 特別養護老人ホーム/Special elderly nursing home

特別養護老人ホーム 湖岳の郷

運 営 方 針

利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態等にあつて身体上または精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難なお年より等に対し、施設《居宅》サービス計画に基づいた入浴・排泄・食事等の介護や、その他日常生活上を支えます。

また、常に利用者の立場に立つて施設サービスを提供するように努め、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町・居宅サービス事業者・その他の介護保険施設・その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努めます。

施 設 の 概 要

定員 特養80名 食堂4ヶ所 医務室1ヶ所 《浴室》特殊浴槽1基・一般浴1ヶ所 グループ介護室1ヶ所 静養室1ヶ所 トイレ6カ所 談話室2ヶ所

短期10名 身障者トイレ5ヶ所 エレベーター2基 介護職員室4ヶ所 1人部屋25室 2人部屋11室 3人部屋1室 4人部屋10室

利 用 料 金

2025.9～

区 分	項 目	介護費（従来型個室・多床室）		30日合計（介護サービス費+居住費+食費）		特養加算等項目		費用				
		1日	30日	多床室（4段階）	個室（4段階）							
特 養 利用料	要介護1	589円	17,670円	99,870円	106,770円	①	初期加算	30円/日				
	要介護2	659円	19,770円	101,970円	108,870円	②	外泊時費用	246円/日				
	要介護3	732円	21,960円	104,160円	111,060円	③	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50円/月				
	要介護4	802円	24,060円	106,260円	113,160円	④	安全対策体制加算	20円/回				
	要介護5	871円	26,130円	108,330円	115,230円	⑤	退所時情報提供加算(Ⅱ)	250円/回				
加算等 の内容	①新規入所・1ヶ月を越える入院後の再入所から30日間											
	②入院時又は外泊時の6日間のみ(月をまたぐ場合は最大12日間)											
	③入所者のADL、栄養、口腔、認知症等と疾病情報を厚労省に提出し、施設サービス計画を見直すなど質の高いサービスを提供する。(毎月)											
	④外部研修を受けた担当者の配置。施設内に安全対策の委員会を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備。(入所時1回限り)											
	⑤医療機関へ退所(入院)する際、医療機関に対して入所者の心身の状況や生活歴などの情報を提供した場合(入所者1人につき1回限り)											
区 分	項 目	介護費1日	7日間	項 目	介護費1日	7日間	項 目	介護費1日	7日間	項 目	介護費1日	7日間
短 期 利用料	要支援1	451円	3,157円	要介護1	603円	4,221円	要介護3	745円	5,215円	要介護5	884円	6,188円
	要支援2	561円	3,927円	要介護2	672円	4,704円	要介護4	815円	5,705円			
短 期 加 算	送迎加算	片道 184円(計画上必要な利用者に対して、自宅と事業所間を実施した場合)(通常実施区域は美浜町・若狭町。区域外は1km37円)										
	緊急短期入所受入加算	1日 90円 居宅サービス計画に位置付けられていない利用において、7日間を限度として(やむを得ない場合は14日)										
	長期利用者に対する減算	連続31日目からの利用1日あたり -30円 61日目からは基本利用料が30円差し引いた額となります(要介護度1…573円 要介護度2…642円)										
特 養 共 通 加 算 その他 費 用	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1ヶ月の「居住費・食費以外の利用料金」に対し13.6%が利用者負担								※加算…施設体制や個人状況により対象の有無が変わります。		
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1日 6円 介護・看護職員の常勤職員75%以上配置により										
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	1日 13円(要介護1～5のみ対象)(夜勤帯の職員が必要とされる時間帯に、基準の1名以上配置)										
	療養食加算	1回 6円(短期8円)医師の食事箋に基づく治療食の提供。短期は配置医が利用ごとに食事箋を発行(心臓疾患食、潰瘍食、糖尿病食等)										
	※特別な食事・サニタリー材料代等…実費 ※日用品(歯ブラシ・ティッシュ等)…実費 ※散髪代…1回1,500円(顔剃り別途500円)											
特 養 短 期 共 通 居 住 費 食 費	利用者負担額	居住費・滞在費(多床室)		居住費(従来型個室)…特養のみ		食 費(おやつ代込)		〈 〉内はショートステイ				
	段 階(※)	1日	30日	1日	30日	1日	30日	1日	30日	1日	30日	
	第1段階	0円	0円	380円	11,400円	300円	〈300円〉	9,000円				
	第2段階	430円	12,900円	480円	14,400円	390円	〈600円〉	11,700円				
	第3段階①	430円	12,900円	880円	26,400円	650円	〈1,000円〉	19,500円				
	第3段階②	430円	12,900円	880円	26,400円	1,360円	〈1,300円〉	40,800円				
	第4段階	1,140円	34,200円	1,370円	41,100円	1,600円	〈1,600円〉	48,000円				

【第1段階】世帯全員(世帯分離配偶者含む。以下同じ)が市町民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護等受給者
【第2段階】世帯全員が市町民税世帯非課税かつ、本人年金収入等が80万円以下
【第3段階】①世帯全員が市町民税世帯非課税かつ、本人年金収入等が80万円超120万円以下
②世帯全員が市町民税世帯非課税かつ、本人年金収入等が120万円超

※預貯金等…第1段階…単身1,000万円(夫婦2,000万円)以下 第2段階…単身650万円(夫婦1,650万円)以下
第3段階①…単身550万円(夫婦1,550万円)以下 第3段階②…単身500万円(夫婦1,500万円)以下

※介護保険負担割合証に記載された負担割合(1割・2割・3割)により介護サービス費等の負担割合が変わります。(上記は全て1割)

協力医療機関 国立病院機構敦賀医療センターTel0770-25-1600 敦賀温泉病院Tel0770-23-8210 中村歯科医院Tel0770-45-0020

サービス従事者の配置及び勤務体制

◆施設長 ◆事務員 ◆生活相談員 ◆介護職員 ◆管理栄養士 ◆調理 ◆配置医 ◆介護支援専門員 ◆看護職員(機能訓練指導員兼務)

○通常9:00~18:00(栄養士・調理・事務) その他短勤務あり

○遅出(栄養士・調理)10:30~19:30

○早出(介護・看護)7:00~16:00 (栄養士・調理)5:30~14:30

○夜勤(介護)16:30~9:30

グループホーム 湖岳の郷

運 営 方 針

入居者の意思及び人格を尊重し、認知症を患い要介護状態にある方々がグループで共同生活を行い、お互いを刺激しあい、助け合って日常生活を営み、認知症の進行を抑えつつ、在宅での生活復帰を念頭において介護援助を行っていきます。

施設《居宅》サービス計画に基づいた入浴・排泄・食事等の介護援助、その他日常生活上のお世話を目的とし、常に入居者の立場に立って施設サービスを提供するように努め、明るく家庭的な雰囲気を作り、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、美浜町・居宅サービス事業者・その他の介護保険施設・その他の保健医療サービスや福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努めます。

行 動 指 針 (ク レ ド)

「地域住民とのつながりを大切に、誰でもが行き来できるようなグループホームを目指します。」

……安心して穏やかな生活を維持できるよう努めます。……

- (1) 個人に合った環境作りをします (2) 天気の良い日は、散歩や日光浴をします (3) 地域の行事に参加します
(4) 家庭的な食事を提供します (5) 個人に合った趣味や学習等をおこないます

利 用 料 金

2025.9~

入居費用1日(1ヶ月)当たり

要介護度別	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①家賃	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
②水道光熱費	600円	600円	600円	600円	600円
③管理費	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)	(なし)
④食材料費	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円
⑤利用者負担金(1割として)	753円	788円	812円	828円	845円
⑥サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円	6円	6円	6円	6円
⑦1日の費用(①+②+③+④+⑤+⑥)	3,659円	3,694円	3,718円	3,734円	3,751円
⑧1ヶ月の総額(⑦)×30日	109,770円	110,820円	111,540円	112,020円	112,530円

加算について

入居初期加算…1日/30円	入居後30日以内に限り (30日を超える病院等へ入院後に再び入居した場合も同様)
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)…1日/6円	看護・介護職員の総数のうち勤続7年以上の職員が30%以上
医療連携体制加算(Ⅰ)ハ…1日/37円	看護師を職員として1名以上確保し、日常的な健康管理と緊急時の対応が可能
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)…介護サービス費と各加減算を加えた1ヶ月分に対して17.8%を乗じた金額	
認知症対応型入院時費用…病院又は診療所への入院を要した場合は、1ヶ月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246円を算定 (※入院後3ヶ月以内に退院することが見込まれること ※入院の初日及び最終日は算定なし)	

その他の費用

入居保証金…なし	寝具一組(1日)…75円
日常生活費…紙オムツ各種、理美容代、及びその他の日用品消耗品等で、個人的に使用するものは実費負担となります。また、個人的に嗜好品としての出前等も実費負担となります。	

協力病院・協力歯科医院

医療法人 加藤医院(内科・消化器内科) Tel0770-45-0048 独立行政法人国立病院機構 敦賀医療センターTel0770-25-1600
医療法人 敦賀温泉病院 Tel0770-23-8210 医療法人 中村歯科医院 Tel0770-45-0020

サービス従事者の配置及び勤務体制

- ◆事業開設者 1名 ◆管理者 1名
- ◆看護職員 2名(兼務) ◆介護支援専門員 1名
- ◆介護職員 12名(四交代制、パート含む)

*基準を満たした上で人数に変更が生じます

通常の時間帯 9:00~18:00 遅退の時間帯 9:30~18:30
早退の時間帯 7:30~16:30 夜勤の時間帯 16:30~9:30

※お問合せ先※

〒919-1124 福井県三方郡美浜町早瀬 7-31-5
電話: 0770-32-0505 Fax: 0770-32-3255
E-mail: grouphome@kogakunosato.jp



美浜町居宅介護支援センター 湖岳の郷

運 営 方 針

居宅にて要支援又は、要介護状態の方々にその置かれている環境・心身の状況を利用者およびその家族の希望等を勘案し、可能な限り自宅での自立した生活が継続できるよう、適切な指定居宅サービス等を、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

また、関係市町、他の指定居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携を計り連絡調整を行い、ご利用者の意思や人格を尊重し、もっとも効果的なサービスの提供となるよう努めます。

サ ー ビ ス 内 容

- ・要支援・要介護認定等の申請援助
- ・要支援・要介護認定調査
- ・居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- ・居宅サービス事業者等との連絡調整
- ・居宅サービス計画の実施状況の把握および給付管理表の提供
- ・必要に応じて居宅サービス計画の変更
- ・その他の便宣を計る

営 業 日 及 び 時 間

営 業 日	月曜日～金曜日
休 日	土・日・祝祭日
営 業 時 間	8:30～17:30

通 常 の 事 業 実 施 地 域

- ・美浜町・若狭町（旧三方町全域）

利 用 料 金

- ・無 料

《お気軽にご相談下さい》

サービス従事者の配置及び勤務体制

- ・管理者（介護支援専門員と兼務）
介護支援専門員 2名
- ・通常の勤務時間 8:30～17:30

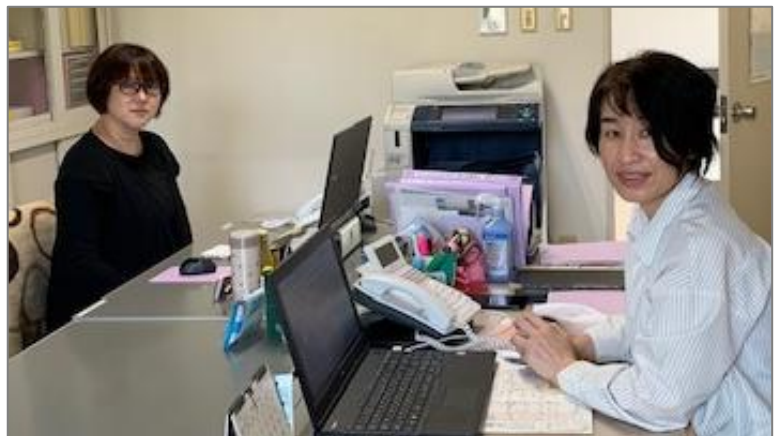
※お問合せ先※

電話：0770-32-2083（居宅直通）

※時間外（17:30～翌朝8:30）及び土日祝祭日は、留守番電話による対応となります。

Fax：0770-32-2823（居宅直通）

E-mail：kyotaku@kogakunosato.jp



施設利用者の生活

■特別養護老人ホーム・ショートステイ

日 課

6:00 起床（モーニング）
 7:15 朝食
 10:00 自由時間（入浴・クラブ活動等）
 11:30 昼食
 14:00 リハビリ体操・自由時間・入浴
 おやつ・クラブ活動・外出・行事等
 17:15 夕食・自由時間
 21:00 就寝（消灯）
 毎月1回…配置医往診

夜間帯 0時2時に巡視・巡回を実施し状態を確認します。また、コール対応や排泄対応時にも状態把握をすることで、夜間でも安心安全な生活ができるよう配慮しています。

*上記時間を基本に、入所者個人に合わせた個別対応に心がけています。

週 間

月曜日	一般浴(男性・旧館)・サークル活動等
火曜日	一般浴(新館)・売店・サークル活動等
水曜日	特殊浴・リネ交換・サークル活動等
木曜日	一般浴(男性・旧館)・サークル活動等
金曜日	一般浴(新館)・サークル活動等
土曜日	特殊浴・行事・サークル活動等
日曜日	行事・外出・サークル活動等

■特養・短期

《歯科診療》…往診/歯科医師・歯科衛生士と連携



《料理レク》…作った野菜なども料理に使用します



《オンラインレク》…大きな画面でみんな一緒に楽しめます



《食事》…管理栄養士による栄養管理と食事提供をしています



■グループホーム

《キッチン》…出来たての料理を食べて頂きます



《お出かけ》…季節に合わせてお出かけしています



■年間の主な行催事（特養）

《お正月》…1月（近くの神社・お寺にお参り）



《お花見》…4月（施設の桜や地域の桜を見にお出掛け）



《運動会》…5月（家族やボランティアと一緒に）



《外出》…6-7月（遠方へとお出掛け）



《夏祭り》…8月（地域とつながるお祭り）



《敬老祝賀会》…10月（各事業所の長寿者祝い）



《文化交流祭》…11月（入所者の発表や地域と交流）



《クリスマス会》…12月（職員と入所者による楽しい催し）



利用の案内

■特別養護老人ホーム（Special elderly nursing home For The Elderly Kogakunosato）

入所可能な方（Facility Use）…身体上または精神上の不自由で、常時介護が必要と判定をされ、要介護度3～5の判定を受けた方で、入院加療を必要としない方が原則入所対応となります。また、居宅において日常生活を営むことが困難で、やむを得ない事由がある要介護度1～2の方は入所の対象となります。

施設の内容と費用…施設は常時、介護、健康管理のもとで生活できるようになっています。詳しい内容は、このパンフレット内施設の概要（各事業別）の指定介護老人福祉施設のページをご覧ください。

入所の手続き…市町発行の介護保険被保険者証（要介護3～5）と施設専用の申込用紙に記入の上で申込みとなります。居宅サービスを利用されている方は、居宅介護支援事業所の発行するサービス利用票・利用票別表を申込み申請の直近3ヶ月分のコピーも併せて提出して下さい。

なお、申請用紙は施設にございます。申込みの際は、申し込みに関する内容確認だけでなく、入所後の施設での生活についての説明や、見学の対応もさせていただきます。詳しくは、事前に電話にてお問合せ下さい。

また、要介護度1・2で申し込む際は、特例入所の対象となる理由をご記入の上、施設からは申込内容を保険者に照会等をして、申し込みの受け付け判断となります。詳しくは、施設の担当者へとお問合せ下さい。

■ショートステイ（短期入所生活介護）（Short Stay Service Kogakunosato）

利用可能な方（Facility Use）…身体上または精神上の不自由で、常時介護が必要と判定をされ、要支援1～2・要介護1～5の判定を受けた方で、入院加療を必要としない方。

施設の内容と費用…施設は常時、介護、健康管理のもとで生活できるようになっています。詳しい内容は、このパンフレット内施設の概要（各事業別）の指定短期入所生活介護のページをご覧ください。

利用の手続き…居宅サービスのケアプランを立てている居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）に短期入所生活介護の利用における計画を立ててもらいます。ご利用を希望の場合は、担当の介護支援専門員にご相談の上、ショートステイの利用をお申し込みください。利用前に、自宅等において面談をし、利用時における説明や状態確認、送迎方法など確認させて頂き、契約の上でご利用となります。

■グループホーム（Group Home）

利用可能な方（Facility Use）…要介護1以上の方（美浜町の方）で、要介護認定を受けた時に、認知症の診断を主治医意見書等で受けている方。他の入居者と共同生活が可能で、自傷他傷などの行為が無いと介護認定審査会で判定されている方。また、ご家族等の身元引受人のいる方で、緊急時等にご協力いただける方（若しくは成年後見人制度や地域福祉権利擁護事業等を活用されている方）がいる方。

施設の内容と費用…詳しい内容は、このパンフレット内のグループホーム湖岳の郷のページをご覧ください。

利用の手続き…直接グループホーム湖岳の郷へとお問合せ下さい。申込書への記入をお願いします。

■居宅介護支援センター（Home Care Support Office）

利用可能な方（Facility Use）…介護保険法に基づき、要介護認定申請を役場へ申請し、要介護1～5の判定を受けた方で、居宅介護支援事業所（介護のケアマネジメント事業）の依頼をされる方。

施設の内容と費用…詳しい内容は、このパンフレット内の居宅介護支援事業所のページをご覧ください。

利用の手続き…居宅サービス計画作成依頼届出書を役場に提出する必要があります。届出書の提出代行も出来ますので、お気軽にご相談下さい。

■個人情報の取り扱いについて

社会福祉法人美方福祉会が保有する利用者等の個人情報に関し、適正かつ適切な取り扱いの努力をするとともに、広く社会からの信頼を得る為に、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを厳守し、個人情報の保護に努めます。

■各サービス利用・見学について

各サービスの利用についてのお問合せや見学につきましては、下記の内容で受け付けております。

いつでもお気軽にご連絡・来所下さい。なお、担当が不在の場合はお時間を頂く場合があります。

受付時間：9時00分～18時00分（平日）

連絡先：特養湖岳の郷 電話：0770-32-2082 グループホーム湖岳の郷 電話：0770-32-0505

湖岳の郷のホームページやメールからも、お問合せや最新の情報をご覧頂く事が可能です。

お問い合わせ先（Inquiry）

URL： <http://www.kogakunosato.jp/> E-mail： info@kogakunosato.jp



施設案内図（特養）



グループホーム湖岳の郷

〒919-1124

福井県三方郡美浜町早瀬 7-31-5

乗り合い送迎サービス

チョイソコ
みはま

チョイソコご利用方法
ご利用には事前に予約が必要です。
※送迎は送迎費（月～金 7:00～9:00
デパート等：月～金 9:00～18:30 土・日・祝日 9:00～17:00
（乗客1人1台1台）
※ご利用には事前に乗車券が必要です。（電話もしくはインターネット）
※利用は、電話（050-218-5788）またはインターネット（050-218-5788）
※スマートフォン（インターネット）に接続可能

料金
大人 200円
子ども 100円
身体障害者等 無料（身体障害者等）

お問合せ・資料請求は、チョイソコセンターへ

☎050-2018-5788
(8:00～17:00)

特別養護老人ホーム湖岳の郷

アクセス (access)

【徒歩】JR 気山駅から約 20 分

【車】若狭三方 IC から約 5 分

湖岳の郷は、美浜町の送迎サービス〈チョイソコ〉
の停留所となっています。ご利用ください。

